

市民の皆さんからのご意見、ご提言を
これからのまちづくりに生かします。

市政への手紙

市政への意見・提言メール

問 秘書広聴課 秘書広聴係 ☎72-2101 (内線121、122)

これからも安心して暮らし、働き、子育てができるまちを皆さんとともにつくっていくため、市政に関するご意見・ご提言をお寄せください。

「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」とは

今年度から「市長への手紙」・「市長への意見・提言メール」は「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」と名称を変更しました。

check!

「市政への手紙」

今年で50年目を迎える「市政への手紙」は、毎年7月を“手紙月間”として、ご意見やご提言を募集しています。この広報紙に折り込まれている専用の用紙は、差出有効期間中、切手を貼らずに手紙を送れます。お寄せいただいた手紙には、2週間を目安に返信します。なお、手紙月間中は手紙が集中するため返信が遅れる場合があります。

※「市政への手紙」は年間を通して受け付けをしています。

check!

「市政への意見・提言メール」

茅野市ホームページ内に設けた市政へのメールフォーム「市政への意見・提言メール」へ、ご意見やご提言をお寄せください。いただきましたご意見等について検討し、メールで返信をいたします。

メールフォームは
こちらからどうぞ



「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」の回答

(1) 回答を希望される場合

- 内容について、担当部署から問い合わせをする場合がありますので、正確に、お名前・ご住所・メールアドレス（メールの場合）・電話番号（手紙の場合）のすべてを、必ずご記入ください。（未記入の場合は、回答をいたしかねます。）
- いただいたご意見・ご提言等は市長が拝見し、担当部署に送付します。
- その後、担当部署で調査検討のうえ回答文を作成し、市長が確認してから回答いたします。回答までの日数はおよそ2週間となります。（内容により、さらにお時間をいただく場合もあります。）

なお、次のいずれかに該当するものについては、回答いたしかねますのでご了承ください。

- 匿名であり、お名前・ご住所・連絡先の記入の無いもの
- 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
- 市の業務と関係ないもの
- 営利・営業を目的とするもの
- 宗教に関するもの
- 趣旨が不明確なもの など

(2) 回答が不要な場合

お名前・ご住所・連絡先（メールアドレス・電話番号）を記入する必要はありません。ご意見・ご提言等は、市長が拝見した後担当部署に送付し、市政の参考にさせていただきます。